

令和6年7月14日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所
税理士 佐藤誠三

当事務所が行う会計業務（月次監査・決算代行）に係る料金について
標記のことについて、令和6年5月7日施行の細則を下記のとおり改定します。
また、この細則は令和6年7月15日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

■ 会計業務（月次監査・決算代行）に係る料金について

会計業務に係る料金は、個人か個人以外（法人）かを問わず、依頼者様が依頼される業務の内容、必要とする時間、難易度、取引規模などを総合的に勘案して計算します。

別表1(1) 会計業務（月次監査・決算代行）について

区分		No.	料金計算
業務契約に含まれるもの	基本料金	1-1	T K Cが提供する会計システムを使用する場合 別表1(4)に定めるT K C会計システムの使用料金 上記以外の場合 110,000円 ※ 個人など別途定める要件に該当する場合 33,000円
		1-2	年末調整業務（T K Cシステムを使用） 33,000円
	業務遂行料金	2	基本料金（1単位4千円）× 基本料金に乗ずる倍率 × 1課税期間における総単位数
業務契約に含まれないもの	附随業務手数料	3	記帳（入力）代行業務（起票からの記帳代行業務を含みます）が必要な場合、消費税の課税事業者で課非区分などが帳簿に記帳されていないなど、一定の要件に該当する場合、別途請求させていただきます。

注1 個人以外（法人、以下省略）の会計業務は、T K Cが提供する会計システムを使用します。そのため、依頼者様にもT K Cが提供する会計システムを使用していただきます。

注2 料金計算は、原則として前課税期間の実績に基づいて行います。なお、新規開業により前課税期間がない場合については、当課税期間の開業（設立）月から3ヶ月間の実績などで料金計算を行います。

注3 業務遂行料金について、次の計算式にて計算した金額を目安とすることができるものとします。

$$\text{業務遂行料金} = \text{当月平均取引金額} \times 0.24\% \times \text{基本料金に乗ずる倍率} \times \text{当課税期間の事業月数}$$

※ 「当月平均取引金額」は、次の計算式で計算した金額とします。

$$(\text{前課税期間の収入金額} \times 2 \pm \text{所得金額})$$

$$\times (\text{当期課税期間の事業月数} / \text{前課税期間の事業月数}) \div 12 = \underline{\underline{\text{当月平均取引金額}}}$$

個別細則（20240715 施行）

- ※ 月数に1月未満の端数がある場合は1月単位に切上げます。
- ※ 当月平均取引金額の端数調整について、次のいずれかによるものとします。
 - ① 1千万円未満の端数がある場合、端数が500万円以上のときは1千万円単位に切上げ、500万円未満のときは500万円とします。
 - ② 100万円未満の端数があるときは、100万円単位に切上げます。
- ※ 個人以外の場合の所得金額は、課税所得金額とします。
- ※ 所得金額が黒字の場合は減算、赤字の場合は加算します。

注4 料金に含まれる業務は次のとおりです。

- ① 月次監査及び決算代行業務
- ② 仕訳帳及び残高試算表（いずれも決算修正部分）の作成業務
- ③ 決算書の作成業務

注5 年末調整業務（T K Cシステムを使用）がある場合、次の源泉徴収関係業務が含まれます。

- ① 源泉徴収税額の算出（計算）
- ② 所得税徴収高計算書（下書き）の作成
- ③ 住宅借入金等特別控除がある者の年末調整関係書類の作成
- ④ 年末調整業務（年税額の計算）
- ⑤ 給与支払報告書（総括表・個人別）、源泉徴収票の作成
- ⑥ 法定調書、同合計表の作成

注6 次のような場合につきましては、別途料金にて対応させていただきます。

- ① 総勘定元帳の作成業務、記帳（入力）代行業務（起票からの記帳代行業務を含みます。）など、注3の業務以外の業務が発生した場合
→ 依頼者様が使用する会計システムにて行うことを前提としているため
- ② 個人以外の依頼者様の都合によりT K Cが提供する会計システム以外を使用する場合（会計システムを使用していない場合を含みます。）
→ 当事務所によるT K Cが提供するシステムへの入力代行業務が発生するため

注7 税務相談に係る業務については、業務契約の範囲に関するものに限り契約維持手数料にて対応いたします。

注8 業務を依頼される場合、月次決算資料（試算表、帳票類の写しなど）をご提供いただきます。

注9 消費税の申告を要する場合、課非区分などを帳簿に記帳することを要します。

注10 個人（事業者）が次のいずれかに該当することにより55万円又は65万円の青色申告特別控除適用を受けない（ただし、赤字又は期限後申告により適用が受けられない場合を除く）場合、この細則は適用しません。

- ① 家内労働者等の所得計算の特例（措法27）を適用する場合
- ② 不動産所得が事業的規模（おおむね5棟10室）に満たない場合
- ③ 青色申告決算書又は収支内訳書（以下、決算書等）の作成が著しく簡易なものである場合

別表 1(2) 経理状況における業務の難易度等の目安について

区分	要件
A	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区分 B のうち簡易なもの
B	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人の場合、会計ソフトを使用して経理を行っている ■ 個人以外の場合、T K C システムを使用して経理を行っている ■ 個人以外の場合、T K C システム以外の会計ソフトを使用して経理を行っている ■ 会計ソフトを使用しない P C 経理において、勘定科目別の集計、試算表の作成が可能であり、貸借が一致している
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡易課税で業種区分が 1 種類又は 2 種類（主たる業種が 7 5 % 以上） ■ 簡易課税で業種区分が 1 種類又は 2 種類（主たる業種が 7 5 % 以上）以外で軽減税率なし
C	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸借が一致する試算表の作成は可能だが、P C 経理以外の方法（手書きなど）により記帳している ■ 総勘定元帳の作成を要する
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡易課税で業種区分が 1 種類又は 2 種類（主たる業種が 7 5 % 以上）以外で軽減税率あり ■ 一般課税で区分 D に該当しないもの
D	<ul style="list-style-type: none"> ■ P C 経理だが、入力不十分などにより貸借が一致せず、手書きと変わらない状況である ■ 単式簿記で経理を行っている又は試算表の作成ができないなどの状況であり、総勘定元帳の作成を要する ■ 起票からの記帳が必要など、記帳に難がある
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般課税で収益及び費用に軽減税率あり ■ 課非区分、事業区分など消費税申告書の作成に必要な区分の記帳が無いなどによって区分の判断に難がある

別表 1(3) T K C 会計システムの使用料

システム名		月額使用料（総額）	備考
T K C	e 2 1 まいスター	5, 0 0 0 円	売上 5 千万円程度以下（部門管理不可）
	F X まいスタークラウド	8, 0 0 0 円	売上 5 千万円程度以下（部門管理不可）
	F X 2	1 0, 0 0 0 円	売上 5 千万円程度以下（部門管理可）
	F X 2 クラウド	1 5, 0 0 0 円	売上 5 千万円程度以下（部門管理可）